

箇所別

現場説明事項・施工条件明示事項

長野県道路公社
新和田トンネル有料道路管理事務所

工事名	平成21年度 新和田トンネル有料道路 法面防災工事
工事箇所	諏訪郡 下諏訪町 樋橋

現場説明事項・施工条件明示事項

工事の実施に当たっては、「土木工事共通仕様書」及び「長野県土木工事施工管理基準」その他指定された図書を参考にする。

現場説明事項・施工条件明示事項については、別途「長野県道路公社発注工事 標準現場説明事項・施工条件明示事項」とするが、特に、当現場における施工条件としては、下記に定める事項を明示する。(印のついている項目)

明示事項	明 示 事 項
工程関係	他の工事の開始又は完了の時期による影響について 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合について 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合について 他機関との協議により、条件が付され当該工事の工程に影響がある場合について 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合について 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数 その他(<u> </u>)
用地関係	工事用地等に未処理部分がある場合について 工事用地等の使用終了後における復旧内容について 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合について 官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合について その他(<u> </u>)
周辺環境関係	工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)関係について 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合について 事業損失防止関係について その他(<u> </u>)
安全対策関係	交通安全施設等を指定する場合について 近接工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合について 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合について 保安設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合について その他(異常気象発令時の体制について)
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合について 仮道路を設置する場合について その他(<u> </u>)
仮設備関係	仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合について 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合について (指定内容: <u> </u>) 仮設備の設計条件を指定する場合について その他(任意仮設:足場工計上)
残土、産業廃棄物関係	残土の受け入れ場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件について 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合について 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合について その他(<u> </u>)

工事支障物件等	占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合について 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合について その他（ ）
その他	工事カルテ作成・登録の必要がある場合について 工사용資機材の保管及び仮置きが必要である場合について 工事現場発生品がある場合について 支給材料及び貸与品がある場合について 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件について 架設工法を指定する場合について 工사용電力等を指定する場合について 新技術・新工法・特許工法を指定する場合について 部分使用を行う必要がある場合について その他（支障木について）

施工条件を明示する項目は、欄を にし、以下に具体的内容を記載すること。

工程関係

標準工程契約

工期は、雨天・休日等を見込み、着手の日から起算して 90 日間とする。

なお、休日等には日曜日・祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含まれている。

施工期間、方法等の制約について

本工事において、施工期間及び施工方法等の制約条件は、下記のとおりである。

制約条件	位置等	制約条件及び内容
通行制限（施工可能）時間	当該工区	8:30～17:00のみを原則とする

安全対策関係

その他(異常気象発令時の体制について)

工事期間中は施工業者の責任において施工箇所の管理を行うこととなるため、異常気象発令時(注意報・警報等)において夜間のパトロールを実施し、異常が見受けられた際には速やかに監督員に連絡するとともに現場対応し通行車両等利用者の安全確保に努めること。

残土・廃棄物関係

処分費、運搬費の計上について

本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。

なお、請負者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。

- ・特定建設資材（建設リサイクル法）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
アスファルト・コンクリート塊	再利用	処理工場名	運搬距離——km
		数——量	——t
		直接工事費	処分費——円 運搬費——円
セメント・コンクリート塊 ＝	無筋 C ₂₀ 再利用	処理工場名	工場 運搬距離——km
		数——量	t・m ³
		直接工事費	処分費——円 運搬費——円

	鉄筋 ㊄	再利用	処理工場名	工場
			運搬距離	km
			数 量	t・m ³
	直接工事費	処分費 円 運搬費 円		
	二次 製品	再利用	処理工場名	工場
			運搬距離	km
数 量			t・m ³	
直接工事費	処分費 円 運搬費 円			
建設資材木材		再利用	処理工場名	工場
			運搬距離	km
			数 量	t・m ³
直接工事費	処分費 円 運搬費 円			

・産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
木くず（抜根）	再利用	処理工場名	クリーンウェイスト中間処理センター 工場
		運搬距離	2 km
		数 量	2.5 t
直接工事費	処分費 90,000 円 運搬費 1,320 円		
汚 泥		処理工場名	工場
		距離	km
		数 量	t ・ m ³
直接工事費	処分費 円 運搬費 円		
その他（金属くず他）	スクラップ 控除	処理工場名	運搬距離
		数 量	
		直接工事費	処分費 円 運搬費 円

その他

工事カルテ作成・登録

請負者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円（消費税込み）以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

支障木について

使用場所	時 期	条 件
施工区間	工事に先立ち	支障木等の調査を行い、伐採等の必要について監督員と協議すること。